

飯島賢二の『恐縮ですが…一言コラム』

第 262 回 東海テレビ・ドキュメンタリー「裁判長のお弁当」

2008. 6. 15

ドラマやドキュメンタリーなど、全国の放送局やプロダクションが制作した優れた作品に贈られる「第 45 回ギャラクシー賞」が発表され、東海テレビが制作したドキュメンタリー「裁判長のお弁当」がテレビ部門の大賞に選ばれた。「裁判長のお弁当」は「裁判員制度」の導入を控え、日本で初めて裁判官に長期密着し、実際の裁判長の執務風景を通じて、司法の現状と問題点を描いた作品。それが本日、NHKBS で全編再放送された。

ある裁判長に密着取材。その裁判長は毎日 2 つのお弁当を持ってくる。午前 9 時前の上勤で裁判所を出るのが普通で午後 10 時、それが彼の日常になっている。昼休みだから、近くのレストランでリッチなランチ…なんてお気楽なこと出来ず、従って昼も夜も職場の机に向って奥様の作る愛妻弁当。50 歳を過ぎた今まで、こんな生活を 27 年もやってきた。判事に就任して以来 2~3 年ごとに転勤、地裁の刑事事件担当判事で、年間 400 件も判決文を書いてきた。裁判長になった今でも、彼の毎日は、多忙を極めている。

日本の刑事事件の有罪率は実に 99.9% である。起訴されれば殆んど「有罪」となる日本の裁判の現状は、世界的に見てもマレな特徴だという。ここ 10 年の状況を見ても、刑事事件の発生数は激増し、少ないとはいえ弁護士の数は数倍になっているのに比べ、判事は殆んど増えていない。憲法でその独立性が保障される裁判官とはいえ、所詮お役所の世界。年間何回の裁判をこなしたか…が彼らの評価に大きな要因となる。裁判そのものの「質」の低下を危ぶむ専門家も多い。裁判員制度の背景には、こんな事情もあるのだろう。

小生、実は人事訴訟事件で公判に出廷したことがある。もちろん原告や被告、当然弁護人としてではなく、「参与員」として、裁判長の右陪臣の裁判官席に鎮座した。参与員は、家庭裁判所で行われる、家事審判事件の手続の際に、審判に立ち会ったりして、裁判官が判断をするのに参考となる意見を述べる（家事審判法）。また、離婚訴訟などの人事訴訟事件の証拠調べや公判に出廷して、率直な意見を裁判官に述べるなどして、紛争を解決に導く手伝いをする（人事訴訟法）、私の場合は、法曹資格を有しない全くの民間人である。

裁判官席に座れるなんて、滅多に出来る事ではないので、勇んで出かけたが、揉めにもめた離婚裁判は、裁判官との意見交換が終わるまで、何と 6 時間以上かかった。実際は、サスペンスドラマのようなカッコ良さは無かった。真実の一つとすれば、明らかにどちらかが平気で嘘を言っている。あるいは、関係者も含め嘘の言い合いを、あの法廷の中でやり合っているのだ。裁判官はあくまで冷静で、全てが証拠により判断する。しかし参与員は民間人、どうしても感情があり、社会常識があり、専門知識がない故の価値観の相違がある。どうしても主観的判断をしがちである。

実は、そんな意見を裁判所は参考に、求めているのだ。裁判員制度のバックグラウンドも同じであろう。しかし、人を裁く、善悪・良否を判断する、嘘を見抜くことの大変さは、経験した人のみが分かるかもしれない。参与員より責任の重い裁判員、もし自分が選任されたらどうするか…そんな思いを抱かせる、ドキュメンタリー「裁判長のお弁当」だった。